

認定事業再構築計画の内容の公表

1. 認定した年月日 平成 22 年 12 月 20 日
2. 認定事業者名 株式会社十六銀行、株式会社岐阜銀行

3. 認定事業再構築計画の目標

(1) 事業再構築に係る事業の目標

十六銀行、岐阜銀行及び三菱東京 UFJ 銀行は、岐阜銀行が十六銀行に対して経営統合の申し入れを行い、かつ三菱東京 UFJ 銀行に対して資本支援を要請したことを契機として協議を開始し、平成 22 年 9 月 28 日に十六銀行は岐阜銀行との経営統合を、三菱東京 UFJ 銀行は岐阜銀行に対する資本支援を、並びに十六銀行及び三菱東京 UFJ 銀行は相互に協力して岐阜銀行に対する経営支援を実施することに合意し、経営統合合意書を締結した。

経営統合合意書は、1. 岐阜銀行による資本金及び資本準備金の減少、2. 岐阜銀行による第一回第 1 種優先株式の取得（公的資金の返済）及び取得した株式の消却、3. 十六銀行を株式交換完全親会社、岐阜銀行を株式交換完全子会社とする株式交換、4. 三菱東京 UFJ 銀行による岐阜銀行の発行する第 5 種優先株式の引受、並びに 5. 十六銀行を吸収合併存続会社、岐阜銀行を吸収合併消滅会社とする吸収合併を主な内容としている。

具体的には、顧客利便性を考慮しながら経営統合によるコストシナジー効果を図るために、十六銀行及び岐阜銀行で重複感のある店舗について、統廃合していくことを計画している。また、店舗統廃合の進捗を見ながら、営業力強化に向けた配置転換による人材活用等を進める一方で、採用抑制や出向施策等による人員調整を計画している。

以上、十六銀行、岐阜銀行及び三菱東京 UFJ 銀行は、岐阜銀行の経営を効率化し、その企業価値の持続的成長を図るとともに、地域金融システムの安定化ひいては地域経済の活性化を目指していくとしている。

(2) 生産性の向上を示す数値目標

生産性の向上としては、平成 26 年 3 月期には平成 22 年 3 月期に比べて、自己資本当期純利益率（十六銀行及び岐阜銀行の合算ベース）を 2.09% 以上改善させることを見込んでいる。

4. 認定事業再構築計画の内容

(1) 事業再構築に係る事業の内容

中核的事業

地域中堅・中小企業取引及び個人取引

選定理由

十六銀行及び岐阜銀行は、営業基盤を同じくする地域金融機関であり、両行の統合によるサービス水準の向上と、コスト削減を中心とする経営基盤の強化により、地域経済を活性化させ、地域中堅・中小企業取引及び個人取引にかか

- (2) 事業再構築を行う場所  
株式会社十六銀行：岐阜県岐阜市神田町8丁目26番地  
株式会社岐阜銀行：岐阜県岐阜市宇佐南1丁目7番1号
- (3) 事業再構築を実施するための措置の内容  
別表のとおり
- (4) 事業再構築の開始時期及び終了時期  
開始時期：平成22年12月  
終了時期：平成25年11月

5. 事業再構築に伴う労務に関する事項

- (1) 事業再構築の開始時期の従業員数（平成22年11月末時点）  
株式会社十六銀行 2,936名  
株式会社岐阜銀行 655名
- (2) 事業再構築の終了時期の従業員数  
株式会社十六銀行 3,313名
- (3) 事業再構築に充てる予定の従業員数  
株式会社十六銀行 3,313名
- (4) (3)中、新規に採用される従業員数  
649名
- (5) 事業再構築に伴い出向または解雇される従業員数  
出向予定人員数 75名  
転籍予定人員数 25名  
解雇予定人員数 なし

## 別表

## 事業再構築の措置の内容

措置事項	実施する措置の内容及びその実施する時期	期待する支援措置
事業の構造の変更 株式交換による中核的事業の開始、拡大又は能率の向上	株式会社十六銀行及び株式会社岐阜銀行は、株式交換の方法による経営統合を実施し、十六銀行が岐阜銀行を子会社化する。 (1) 完全親会社となる会社（平成 22 年 11 月末時点） 名称：株式会社十六銀行 住所：岐阜県岐阜市神田町 8 丁目 26 番地 代表者：取締役頭取 堀江 博海 資本金：368 億円 (2) 完全子会社となる会社（平成 22 年 11 月末時点） 名称：株式会社岐阜銀行 住所：岐阜県岐阜市宇佐南 1 丁目 7 番 1 号 代表者：取締役頭取 大熊 義之 資本金：208 億円 (3) 株式交換比率 1（十六銀行）：0.089(岐阜銀行) (4) 株式交換予定日：平成 22 年 12 月 22 日	
資本の相当程度の増加による中核的事業の開始、拡大又は能率の向上	株式会社岐阜銀行が増資を行う。 (1) 増加前資本金：100 億円 (2) 増加する資本金：150 億円 (3) 増資の方法：第三者割当増資 (4) 増資予定日：平成 22 年 12 月 22 日	租税特別措置法第 80 条第 1 項第 1 号(認定事業再構築計画等に基づき行う登記の税率の軽減)
合併による中核的事業の開始、拡大又は能率の向上	株式会社十六銀行と株式会社岐阜銀行が合併する。 (1) 存続会社（平成 22 年 11 月末時点） 名称：株式会社十六銀行 住所：岐阜県岐阜市神田町 8 丁目 26 番地 代表者：取締役頭取 堀江 博海 資本金：368 億円 (2) 消滅会社（平成 22 年 11 月末時点） 名称：株式会社岐阜銀行 住所：岐阜県岐阜市宇佐南 1 丁目 7 番 1 号 代表者：取締役頭取 大熊 義之 資本金：208 億円	

措置事項	実施する措置の内容及びその実施する時期	期待する支援措置
	<p>(3) 合併比率 : 未定</p> <p>(4) 合併予定日 : 平成 24 年 9 月中下旬</p>	
事業革新		
第 2 条 第 4 項 第 2 号ハ	<p>統合効果</p> <p>岐阜銀行を十六銀行の子会社とし、十六銀行による強固な経営管理体制を構築することにより、以下のよ うな統合効果が期待される。</p> <p>(1) 統合推進委員会の設置による経営統合の推進 十六銀行の頭取、岐阜銀行の頭取及び三菱東京 UFJ 銀行の副頭取により構成される統合推進委員会を設置する。これにより、経営統合の円滑な実現を目指すこととする。</p> <p>(2) 三行協議会の設置によるモニタリング 十六銀行、岐阜銀行及び三菱東京 UFJ 銀行の常務職以上の取締役の各 1 名により構成される三行協議会を設置し、経営統合に係る統合準備の進捗状況の確認、事業計画進捗状況のモニタリング、十六銀行及び三菱東京 UFJ 銀行による支援策及び当事者が合理的に要請する事項を協議する。</p> <p>(3) 統合準備委員会の設置による経営統合の実現に向けた協議 十六銀行及び岐阜銀行の役職員により構成される統合準備委員会を設置するとともに、統合準備委員会の下部機関として、各担当部会を設置する。統合準備委員会は、子会社化後の岐阜銀行の経営の基本方針及び経営統合の円滑な実現のために必要な事項を協議するとともに、各担当部会は、各分野ごとの詳細を協議する。</p> <p>(4) 十六銀行及び三菱東京 UFJ 銀行による経営支援等 十六銀行及び三菱東京 UFJ 銀行は、協力して、岐阜銀行に対し、システム統合や人的サポート等、事業計画に従った経営統合の実現のための経営支援を行う。</p> <p>(5) 人材・人員の戦略的配置 両行の経営統合に伴い、段階的に人員の効率的再配置を実施する。</p>	租税特別措置法第 80 条第 1 項第 1 号(認定事業再構築計画等に基づき行う登記の税率の軽減)

措置事項	実施する措置の内容及びその実施する時期	期待する支援措置
	<p>(6) 人事交流  十六銀行は、経営統合の効果を早期に実現するため、岐阜銀行の役職員に対して研修指導を行う。また、岐阜銀行は、十六銀行の役職員を出向又は転籍として受け入れ、十六銀行は、経営統合を円滑に進めるために最大限の協力をを行う。</p> <p>(7) 人事制度の統一  合併後に適用される人事制度の諸条件については、十六銀行の人事制度に統合する。合併に先立ち、岐阜銀行は、合併時に十六銀行へ承継される役職員に対して適用される人事制度を十六銀行の人事制度に則した制度とするよう、労働組合との協議その他必要な準備を進める。</p> <p>(8) 会計処理の原則及び手続の統一  岐阜銀行は、子会社化後直ちに、岐阜銀行及びその子会社等の会計処理の原則及び手続並びに表示方法その他財務諸表作成のための基本となる事項(自己査定基準及び償却・引当基準を含む)を十六銀行の会計方針と統一する。</p> <p>(9) 店舗統廃合  経営統合に伴い、両行の営業エリアにおいて重複する店舗を統廃合する。また、平成24年9月に両行の合併を実施し、効率的な業務運営を目指す。</p> <p>(10) システム統合による効率化  両行の合併を前提としてシステムを統合する。システム統合により、システムコストの削減を図るとともに、顧客ニーズに合った金融サービス・商品の提供を目指す。</p> <p>(11) 財務基盤の強化  岐阜銀行は、三菱東京UFJ銀行を引受先とする第三者割当増資により、十分な自己資本比率を確保したうえで、経営統合に伴い発生する一時費用を吸収しつつ、収益性の高い強固な財務基盤を形成して将来の合併に向けて構造改革を進める。</p> <p><b>【具体的数値基準】</b>  平成26年3月期の「業務粗利益1円当たりの経費」を平成22年3月期との比較において13.7%低減させる(十六銀行及び岐阜銀行合算ベース)。</p>	